乗務後自動点呼要領(案)に対する皆様からのご意見と国土交通省の回答

	皆様からのご意見	国土交通省の回答
自動点呼機器の要件について	アルコールチェック時の生体認証について、測定の開始前に 生体認証を行い、とあるが、測定中や測定後の生体認証も認 めてもらえないか。(3件)	なりすましなどの不正防止の観点から、アルコールチェック時には、点呼を受ける運転者以外の者が測定できないように、生体認証を求めるものとしています。生体認証のタイミングとして、測定の開始前、測定中の生体認証の仕組みであれば「適」としますが、測定後の場合、生体認証がなくても測定自体はできてしまうので、「否」とします。
	『口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、確認できる もの』とありますが、その方法が明確でないため、詳細を定義 していただくことを希望いたします。	単純な音声保存(録音)、録音された音声をテキストに変換して保存することなどが挙げられます。
	責任者は運行管理補助者でもよいか。また、自動点呼機器で実施した点呼は、責任者が実施した点呼の回数としてカウントされるのか否か。是の場合、責任者が補助者だとすると、全体の 2/3 までしか実施できないルールは適用されるのか。(3件)	当該点呼に責任を持つのは運行管理者のみとします。 また、自動点呼による点呼は、当該点呼に責任を 持つ運行管理者が行ったこととします。
申請者の要件について	自動点呼機器の製作者が申請を行い対象機器の認定を受けた場合、その者との契約に基づき当該機器の販売を行う者は 自らが申請を行わずとも当該認定機器の販売を行うことは可能か。	可能です。その場合認定機器の製作者である申 請者が取扱説明書の提供等の体制を整えている 必要があります。

軽微な仕様変更の届出について	「軽微な仕様変更届」については、不要ではないか。あらゆる	ご指摘を踏まえ、軽微な仕様変更届は削除しまし
	軽微な内容となると、製作者側の仕様改善が消極的になるの	<i>t</i> =。
	ではないか。(3件)	
乗務後自動点呼の実施方法につ	中間(電話)点呼は、今回対象に含まれるか?	中間点呼は本要領の対象に含まれません。
いて		
	乗務後自動点呼は、泊まり運行の場合の、運行初日の乗務	今回対象となる乗務後点呼は、営業所又は車庫
	後の点呼(営業所、車庫で終わる乗務ではなく、遠隔地で乗務	において行われる点呼になりますので、遠隔地で
	終了する場合での点呼)にも使用できる仕様とするのでしょう	乗務を終了する場合は使用できません。
	か?	
	自動点呼が届出で可能であれば、遠隔点呼も届出としていた	ご要望として承りました。
	だくなど行政手続きの簡素化をお願いしたい。	
	運行管理者等が対面で確認できる状態に至るための、物理的	運行管理者等は点呼に立ち会う必要はありませ
	な制約や、時間的な制約は、ないと読みとれる。	んが、非常時に常に対応できる体制が必要となり
	物理的、時間的かけつけについては、事業者の運用次第と理	ます。
	解できるがそれで良いか。	
施設・環境要件(監視カメラ)につ	現在導入している監視カメラは動画保存機能を省略している	監視カメラにつきましては、運行管理者等が常時
いて	こと、汎用のクラウド型の監視カメラサービスの場合、保存期	確認しているのであれば録画機能は必要ありま
	間に応じて運用費用の負担が増加するサービスが多いこと、	せん。
	モバイルルータを活用するケースではネットワーク関連費用が	常時確認せず、点呼実施後に確認するのであれ
	大幅に増加する懸念があるため、動画の保存義務は含まない	ば、点呼時の状況を遡って確認するための録画
	でいただきたい。	機能が必要となります。
	点呼場所の天井等への監視カメラの設置は、自動点呼機器	自動点呼機器の死角においてなりますし等が行
	に静止画または動画を自動的に記録保存できるものとされて	われる可能性があるため、監視カメラは必須とし
	おり、なりすましは出来ない。カメラは不要としていただきた	ています。

	l'.	
	車庫地を乗務後自動点呼の実施地とする場合で、車庫地が 市街化調整区域である場合、乗務後自動点呼を実施する場 所とすることは可能なのか。 それとも、市街化調整区域の自動車車庫について、乗務後自 動点呼の実施場所とすることは一律で不可となるのか。 (監視カメラを設置することを前提としているため、ある程度の 構造物が建てられることが前提としていると思うのだが、乗務 後自動点呼と市街化調整区域との関係性について確認した い)	当該車庫において、他法令の規定を遵守したうえで、本実施要領に定める要件を満たすことができれば実施可能と考えられますが、個別の事案については、最寄りの運輸支局へお問い合わせ下さい。
運用上の遵守事項について	自動点呼機器の故障時やネットワーク障害、自動点呼に相応 しくないと判断できるときには、対面点呼のほか、遠隔点呼や 運行上やむを得ないと認められている遠隔車庫では電話点呼 を実施しても問題ないか。	その営業所において実施が認められている点呼 方法であれば問題ありません。
	要領案の中の運輸支局長への届出の部分について、「乗務後 自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、終了後遅滞な く、管轄する運輸支局長等に様式11の届出書を提出するこ と。」との記載があります。 上記のとおり、要領案では、「終了後遅滞なく」の記載のとお り、「事後届出」との整理となっているわけですが、様式11の 記載を見ると、事前届出の書きぶりとなっています。(「乗務後 自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。」や、「終 了予定日」を書く様式になっている) 事前届出なのか、事後届出なのかははっきりさせるとともに、	ご指摘を踏まえ、「終了後遅滞なく」としていたものを、「遅滞なく」としました。(IT 点呼と同様の取り扱いです)

	様式をわかりやすく修正してください。	
	乗務後自動点呼実施事業者が、乗務後自動点呼を行う「営業 所の名称変更」、「営業所の位置変更」、「自動車車庫の位置 変更」といった事業計画の変更を行った場合、事業法上の事 業計画変更届を行う必要があるが、それとは別に「乗務後自	輸送の安全に関わる点呼の実施に関する事項の ため、事業法上の届出に加え、要領に添付された 様式による届出が必要です。(IT 点呼と同様の取 扱いとなります。)
	動点呼の変更に係る届出書」(様式10)も届出する必要があるのか。 手続きが煩雑になるため、事業法上の届出のみで可とする扱いとしていただきたい。	
様式について	様式9等において、車庫の名称を記載することとなっているが、そもそも、事業計画上、車庫の名称を決定し、届出する必要がない。事業者が自由に名称を決めてよいのか。 様式9等において、「営業所・車庫の所在地」とあるが、運送法	車庫の名称については、当該営業所の車庫であることが分かれば特に指定はありません。 所在地としている特別な理由はないため、ご指摘
	施行規則等においては、所在地ではなく「位置」と記載されている。「所在地」としている特別な理由はあるのか。「位置」に合わせてはいかがか。	を踏まえ、「位置」とします。
	申請に関わる資料様式の更なる簡素化をお願いしたい。	ご要望として承りました。
その他	自動点呼機器の導入に関し、中小企業としては導入に関わる 初期投資が捻出できないと言う大きな壁があるかと考えてい ます。是非とも導入に関わる支援金を出して頂きたい。	ご要望として承りました。
	乗務後点呼のみならず、IT 点呼、遠隔地 IT 点呼、遠隔点呼の事業者の申請は様式がほぼ同じなので、共通化し、かつ、	今後の検討とさせていただきます。

電子申請が出来るようにしたほうが良い。また、届け出の必要	
なこれら点呼制度は、実施営業所数を運輸支局が把握してい	
るので、制度活用実態を堂々と広報してほしい。	
来年度の事故防止対策支援推進事業において、点呼実施数	ご要望として承りました。
向上による事故防止対策機器として補助金対象になると考え	
てよいか。	

ほか、当該実施要領(案)とは関係のない意見が2件ありました。